解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月四日

広島県東広島市黒瀬町丸山二七八番地の一三

株式会社スカイロープ

代表清算人　岸　昭文

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月四日

高知市小津町一〇番一三号

一般財団法人樟学会

代表清算人　刈谷　武博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月四日

福岡市中央区高砂一丁目二四番七号

有限会社皆見医療事務研究所

代表清算人　皆見瑠美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月四日

沖縄県沖縄市中央一丁目八番五号

コザまちづくり株式会社

代表清算人　長山　一則

連絡先　沖縄県名護市字屋部六一六番地一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議並びに平成二十八年九月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月四日

北海道旭川市中常盤町一丁目

医療法人社団稲積眼科医院

清算人　稲積　文子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年五月二十五日開催の社員総会の決議をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月四日

山形県新庄市金沢字下田二三九四番一

医療法人社団日新会

清算人　鈴木　美恵

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年九月二十三日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月四日

東京都新宿区新宿二丁目一番一一号

全国警備業厚生年金基金

代表清算人　原田篤二郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年四月九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月四日

愛知県清須市春日天神一一〇番地

宗教法人榮寿院

清算人　林　昭碩

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年七月二十二日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月四日

三重県度会郡玉城町積良八二四番地

清算法人積良土地改良区

清算人代表　辻　誠

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年九月十日開催の第八十四回定期大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月四日

東京都千代田区三崎町二丁目九番一二号

全日本造船機械労働組合

代表清算人　永田　利治

解散公告（第二回）

当組合は、臨時組合総会の決議により平成二十八年九月三十日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月四日

東京都台東区蔵前四丁目一三番四号

蔵前自動車整備協同組合

清算人　宮崎　賢治

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成十一年八月九日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月四日

沖縄県糸満市潮崎町一丁目一番地

清算法人糸満市喜屋武土地改良区

代表清算人　徳嶺　嘉祥

配当公告

仙台市若林区卸町三丁目一番地の六

破産者　明和電器産業株式会社

右の者に対する仙台地方裁判所平成二十七年（フ）第五五六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金一四八、九〇〇円

一般債権　金三七六、四五七、四八七円

一、配当することのできる金額

優先債権　金一四八、九〇〇円

一般債権　金一四八、六二七、二五〇円

平成二十八年十月四日

仙台市青葉区大町一丁目二番一号ライオンビル八階

破産管財人　阿部　弘樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市新町二丁目五番地七、最後の住所青森市新町二丁目五番四号

被相続人　亡　大坂　栄助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

事務所青森市新町二丁目六番一八号中新町ビル四階

相続財産管理人　弁護士　松本　史晴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百七十万円減少し三百三十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年十月四日

長野県茅野市北山四〇三五番地

南日本リゾート株式会社

代表取締役　柿澤　大輔

第41期決算公告　平成28年10月4日

長野県茅野市北山4035番地

南日本リゾート株式会社

代表取締役　柿澤　大輔

貸借対照表の要旨（平成28年5月31日現在）

科目		金額（千円）
資の部 産	流動資産	9,548
	固定資産	39,277
	合計	48,825
純資産の部 負債及び	流動負債	34,233
	株主資本金	14,592
	資本剰余金	33,000
	利益剰余金	△18,407
	その他利益剰余金	△18,407
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	48,825